

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(地域福祉課)

二三

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課)

二七

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同)

二七

道路の区域変更

(道路維持課)

二八

### 公示

県営土地改良事業の換地処分

(農地整備課)

二八

可児都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)

二八

あつせん員候補者の氏名、職業等

(労働委員会事務局)

二八

土地改良区役員の退任及び就任

(西濃農林事務所)

二九

## 規則

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県生活保護法施行細則(昭和五十年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「(徴収金納入申出書)」に改め、同条中「徴収金等支払申出書(別記第三十九号様式)による」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による徴収金納入申出書により行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第七十七条の二第二項に規定する徴収金の納入に充てる旨の申出 別記第三十九号様式
- 二 法第七十八条第一項に規定する徴収金の納入に充てる旨の申出 別記第四十号様式

別記第三十四号の九様式を次のように改める。

第34号の9様式(第16条の4関係)

就労自立給付金支給決定調書						
ケース番号		対象者氏名			世帯構成	
決 裁	所 長	課 長	係 長	担 当	起案年月日	決裁年月日
就労自立給付金支給決定伺						
調書のとおり決定し、例文により通知してよろしいか。						
就 労 自 立 給 付 金 支 給 決 定 欄						
				最低給付額		
算定対象期間	収入充当額		算定率	積立額		
				積立合計額		
				上 限 額		
				支 給 額		
決定理由						
支給日及び支給方法						

第39号様式 (第20条関係)

徴収金納入申出書

(生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び  
就労自立給付金をいう。以下同じ。)から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収  
決定通知による法第77条の2第1項に規定する徴収金の納入に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収  
金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

年 月 日

住所  
氏名

㊟

県事務所等の長様

別記第三十九号様式及び別記第四十号を次のように改める。

第40号様式 (第20条関係)

## 徴収金納入申出書

(生活保護法第78条第1項に規定する徴収金の場合)

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法（以下「法」という。）第78条の2の規定により、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、法第78条第1項に規定する徴収金のうち貴県事務所等と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて納入に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から納入に充てるものとします。

## 記

- 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、法第78条第1項に規定する徴収金は、必ず全額納入しなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と県事務所等の長に判断される場合があること。
- 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から納入に充てること。

年 月 日

住所

氏名

㊦

県事務所等の長様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等から毎月 円を 年 月付け費用徴収決定通知による法第78条第1項に規定する徴収金の納入に充てるものとします。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町栗原字権現山二二七の一、二二七の二、二二八の一から二二八の三まで、字赤江山二二九の二、字中尾山二四〇、二四一の一、二二四一の一の二、二二四二、二二四三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字権現山二二八の一・字中尾山二四一の一・二二四一の一・二二四二・二二四三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

関市富之保字水成猪飼洞六〇〇、字祖父川八滝六二二の一五・六二六の七・六二六の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二二の一六、六二六の三

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
関市洞戸菅谷字釜ヶ谷一六一六、一六一七、一六一九、一六二〇、一六二二から一六二五まで、一六三六の一の二の三、一六三六の一の二の六、一六三六の一の六の一、一六三八、一六三九、富之保字祖父川長洞六二八の一・六二九の一・六二九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六二七の一、字武儀倉奥寺谷五〇六一の一の二、五〇六一の二

(二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部  
治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を  
次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年一月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維  
持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	中之元川線	揖斐郡大野町大字野字北山崎三三六三番一地区から同郡同町大字同字西浦八七四番一地区先まで	前 後	ハ〇〇 二七〇 九七 三四・四	六〇〇 六〇〇 六〇〇・〇	

公 示

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
県営土地改良事業益田北東部地区大町工区の換地処分を平成三十年十二月二十五日にし  
たので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定によ  
り公示する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同  
法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十  
一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆  
の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定  
により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県労働委員会

会長 秋保 賢一

安田圭一郎	桐山敏通	一柳正義	河上智子	村瀬尚子	柳原幸一	安藤正弘	鈴木慎	内藤浩	北島あづさ	栗本理花	高田勝之	大野正博	三井栄	浅井直美	平野博史	秋保賢一	氏名
岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	岐阜県労働委員会事務局長	スイトトラベル株式会社取締役相談役 岐阜県労働委員会委員	河上薬品商事株式会社専務取締役 岐阜県労働委員会委員	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員	株式会社鶴飼代表取締役会長 岐阜県労働委員会委員	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員	U A センセン岐阜県支部長 岐阜県労働委員会委員	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長 岐阜県労働委員会委員	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員会委員	岐阜大学地域科学部教授 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員	弁護士 岐阜県労働委員会委員	現職等
同	平成三〇・四・一〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	委嘱年月日

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年一月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土地区名	平成三〇・四・六	監事	増田清見	大垣市草道島町 二九二番地一

土地改良区名	平成三〇・四・六	同	杉野豊	同 内原二丁目 一四九番地
--------	----------	---	-----	---------------

土地改良区名	平成三〇・三・一五	同	吉村正弘	同 長松町 一〇九七番地
--------	-----------	---	------	--------------

土地改良区名	平成三〇・三・一五	同	小川智尋	同 中野町五丁目 四四二番地二
--------	-----------	---	------	-----------------

土地改良区名	平成三〇・四・七	同	安田義雄	同 横曾根一丁目 一〇四七番地
--------	----------	---	------	-----------------

土地改良区名	平成三〇・四・七	同	宇納光好	同 野口二丁目 六四番地
--------	----------	---	------	--------------

土地改良区名	平成三〇・四・七	同	吉田幹夫	同 青野町 六九一番地
--------	----------	---	------	-------------

土地改良区名	平成三〇・四・七	同	子池勲	同 大垣市和合本町一丁目 四七四番地
--------	----------	---	-----	--------------------

土地改良区名	平成三〇・四・七	同	氏名	住 所
--------	----------	---	----	-----

平成三十一年一月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社